

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途について(令和5年度決算分)

平成26年4月から、消費税の税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられました。また、令和元年10月からは、食料品などの軽減税率が適用されるものを除き、8パーセントから10パーセントに引き上げられました。この引き上げられた消費税は社会保障財源化分といい、介護や子育て、医療、年金などの社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の財源として使用されます。

市の収入である地方消費税交付金についても社会保障財源化分が増収になりますが、令和5年度の決算における社会保障財源化分の使途は、次のとおりです。

〔歳入〕 地方消費税交付金の収入額	1,574,259 千円
うち社会保障財源化分	884,668 千円
〔歳出〕 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	10,454,337 千円

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉総務費	52,446	23,364	563	0	0	4,969	23,550
	総合保健福祉センター費	66,699	0	0	44,500	0	3,868	18,331
	障害者福祉費	2,425,897	1,042,324	604,544	0	20,968	132,092	625,969
	老人福祉費	60,211	0	718	0	5,718	9,371	44,404
	老人福祉施設費	40,050	0	0	0	0	6,979	33,071
	介護保険費	2,461	0	0	0	0	429	2,032
	児童福祉費	23,287	5,509	4,065	0	0	2,389	11,324
	児童措置費	760,848	522,779	119,150	0	0	20,721	98,198
	母子福祉事業費	347,403	98,276	26,738	0	0	38,751	183,638
	児童福祉施設費	142,230	23,842	23,842	0	35,932	10,213	48,401
	保育園費	1,724,344	341,116	154,494	16,100	108,414	192,408	911,812
	生活保護総務費	118,840	8,246	0	0	0	19,271	91,323
	生活保護扶助費	1,936,559	1,444,785	33,995	0	0	79,767	378,012
	幼稚園費	169,836	34,392	17,283	2,200	5,775	19,201	90,985
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	552,414	84,351	278,614	0	0	33,011	156,438
	介護保険特別会計繰出金	770,303	39,864	19,932	0	0	123,805	586,702
	後期高齢者医療特別会計繰出金	176,804	0	128,275	0	0	8,456	40,073
	後期高齢者医療事業費	647,513	0	0	0	0	112,828	534,685
	国民年金費	125	122	0	0	0	1	2
保健衛生	保健衛生総務費	12,376	0	0	0	7	2,156	10,213
	予防費	137,741	275	0	0	0	23,953	113,513
	母子保健費	223,202	3,012	44,899	0	6,545	29,405	139,341
	健康増進費	62,748	599	1,166	0	0	10,626	50,357
合計		10,454,337	3,672,856	1,458,278	62,800	183,359	884,668	4,192,374

※1 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。